



20歳未満の者の飲酒は、 「二十歳未満の者の飲酒 の禁止に関する法律」 により禁止されています。

「20歳未満の者の飲酒防止に関する法律」

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

国税庁HPより抜粋

**地域の子ども達をみんなで見守り、
より良い社会をつくろう。**

宮古島市、宮古島市教育委員会、宮古島警察署、宮古地区防犯協会、
宮古島地区少年補導員協議会、宮古地区PTA連合会、宮古地区県立学校PTA連合会、
宮古島市青少年育成市民会議、宮古島市子ども育成連絡協議会